

原議保存期間	5年（平成36年3月31日まで）
有効期間	一種（平成36年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長  
各管区警察局情報通信部長  
警視庁総務部長  
警視庁刑事部長 殿  
各道府県警察本部長  
各警察情報通信部長  
各府県（方面）情報通信部長

警察庁丁捜一発第57号  
警察庁丁給厚発第84号  
警察庁丁鑑発第486号  
警察庁丁情企発第77号  
平成31年3月29日  
警察庁刑事局捜査第一課長  
警察庁長官官房給与厚生課長  
警察庁刑事局犯罪鑑識官  
警察庁情報通信局情報通信企画課長

広域緊急援助隊（刑事部隊）の編成、運用等に係る留意事項について（通達）

広域緊急援助隊（刑事部隊）の編成、運用等については、「警察災害派遣隊設置要綱の制定について（依命通達）」（平成31年3月29日付け警察庁乙備発第10号ほか）及び「警察災害派遣隊の編成、運用等について（通達）」（平成31年3月29日付け警察庁丙備発第27号ほか。以下「局長通達」という。）において示されているところ、その留意事項については、下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

なお、「広域緊急援助隊（刑事部隊）の編成、運用等に係る留意事項について」（平成24年5月31日付け警察庁丁捜一発第78号ほか）及び「広域緊急援助隊（刑事部隊）が被災県において使用する無線通信系等について」（平成18年3月9日付け警察庁丁捜一発第37号ほか）は廃止する。

## 記

### 1 編成

#### (1) 隊員の指定

広域緊急援助隊（刑事部隊）（以下「刑事部隊」という。）の隊員には、意欲・能力を有するのみならず、心身ともに厳しい勤務環境に耐え得る健康状態にある者を指定すること。

刑事部隊は、局長通達別表第3のとおり、検視班及び遺族対策班により構成するが、この際、検視班員には、原則として、警視庁又は道府県警察本部（以下「警察本部」という。）刑事部又は警察署の刑事部門に勤務する警察官から指定することとし、このうち指紋採取員には、警察本部刑事部鑑識課又は警察署において鑑識業務に従事する警察官をもって充てること。また、遺族対策班のうち1人は警察本部又は警察署に勤務する被害者支援に関する知識及び経験を有する警察職員から指定すること。

#### (2) 編成の基準

死体の発見・収容が継続し検視等の対応が長期に及ぶ場合があるため、各都道府県警察においては、必要に応じ、局長通達別表第3の部隊の編制基準を超える予備隊員を別途指定するよう努めること。

### 2 運用

#### (1) 派遣期間

局長通達第2の4(1)イに定める「おおむね1週間」の派遣期間は、被災地におけ

る活動期間であり、派遣及び帰任に係る移動期間は含まれない。このため、自活に必要な食糧・飲料水等については、派遣から帰任までの期間を見込んだ分量を準備し、部隊に帯同させるようにすること。

また、派遣元警察において、災害の規模・態様、被災地の活動環境、被災地までの移動距離等を勘察し、上記派遣期間を短縮又は延伸することも妨げないが、その場合には、事前に警察庁、関係管区警察局（派遣元警察及び被災地警察を管轄する管区警察局）と協議すること。

## (2) 装備資機材の部隊帯同等

発災時においては、検視等に必要となる装備資機材について、各派遣元警察の当面の検視等の実施に支障を生じさせることのないよう留意しつつ、可能な限りを部隊に帯同させ、物的側面からも被災地警察に対する最大限の支援を図ること。

また、平素から、これら装備資機材の整備・充実を図るとともに、発災時における迅速な部隊帯同や的確な活用が図られるよう、管理状況等について定期的な点検を実施すること。

## (3) 無線機の運用等

### ア 使用する無線機

刑事部隊の使用する無線通信系は被災地の車載通信系とし、各隊最低2台の無線機を被災地に携行すること。

携行する無線機は、警察本部の死体取扱業務主管課又は機動捜査隊に整備されているものを活用すること。この場合、警察本部の死体取扱業務主管課又は機動捜査隊の通常業務に支障を来さないよう配慮した上、転用すること。

### イ 被災地における運用

被災地において被災地警察の災害警備本部（以下「警備本部」という。）及び他の都道府県警察の刑事部隊との間で使用する無線通信系にあっては、警備本部により振り分けられることから、被災地に到着後、警備本部に設置されている検視班等を通じて、必要な調整を行うこと。

無線機の故障等の支障が生じた場合又は刑事部隊の活動に関し、機動警察通信隊の出動を要請する場合は、警備本部に設置されている検視班等を通じて、被災地の機動警察通信隊と必要な連携を図ること。

### ウ 情報通信部との連携

刑事部隊が被災地に派遣される場合には、自都道府県の情報通信部と連携し、必要な資機材の確保等の措置を図ること。

## 3 訓練等

### (1) 教養・訓練の充実

過去の災害への対応において得られた反省・教訓事項を将来にわたり関係職員が共有し、災害時の危機管理意識や対処能力を維持・向上させる必要があるため、執務資料の整備、災害対応に係る学校教養、巡回教養等の充実を図るとともに、多数遺体の取扱いや部隊派遣等に係る実践的な訓練を定期的実施すること。

また、被災地において協働作業に当たることとなる医師等との合同による訓練や各種会合等についても積極的に実施すること。

### (2) 適切な広報対応

被災者の安心感の醸成や部隊活動に対する国民の理解の促進を図る趣旨から、被災

地等の過酷な環境下における活動状況等について積極的な広報に努めるべきところ、その実施に当たっては、遺体を取り扱う刑事部隊の任務の性質上、被災者や遺族等の心情に配慮した全国斉一的な対応が求められる。このため、被災地においては隊長、その他の場合には警部以上の階級にある者が原則として広報対応に当たるとともに、広報すべき内容については、事前に警察庁との調整を図ること。

(3) 各種事故防止等

部隊員には支援要員としての自覚を堅持させ、活動中はもとより活動外においても厳正な規律を保持すべきこと、体調管理に万全を期すべきこと等について、指導・教養を徹底し、部隊の派遣及び帰任に係る移動中の交通事故や派遣中の二次災害による被災等各種事故防止の徹底を図ること。

4 報告

警視庁及び道府県警察は、以下の場合、警察庁刑事局捜査第一課、犯罪鑑識官、長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室及びその区域を管轄する管区警察局広域調整担当部広域調整第一課まで報告すること。

- (1) 刑事部隊の隊長を新規に指定し、又は変更があった場合  
別添様式 1
- (2) 刑事部隊の派遣を行う場合  
別添様式 2
- (3) 刑事部隊の編成・派遣に係る訓練を行った場合  
適宜の様式
- (4) 刑事部隊の援助要求又は派遣を行った場合  
適宜の様式

様式 1

広域緊急援助隊（刑事部隊）指定員名簿

（ 庁 道 府 県 ）

隊長氏名	年齢	階級	所属	職名	連絡先
					警電 携帯

隊員所属	所属での係名	人数	刑事部隊内担当

広域緊急援助隊（刑事部隊）派遣者名簿

（ 庁 道 府 県 ）  
 派遣先の被災地警察名（ 庁 道 府 県 ）

役 割		氏 名	年 齢	階 級	所 属	職 名	連絡先(警電)
検 視 班	隊 長						
	隊長付						
	隊長付						
	写 真						
	記 録						
	補 助						
	補 助						
	補 助						
	指 紋						
	指 紋						
遺 族							
対策班							

